

二〇一三年四月、オバマ大統領が提出した銃規制強化法案が、上院で否決された。オバマは「ワシントンにとつての恥ずべき日」と語ったが、アメリカにおける銃規制の難しさをあらためて印象づける出来事であった。

銃規制が難しい理由として、全米ライフル協会の政治力や、銃の所持が憲法で保障されていることが考えられるが、なぜ全米ライフル協会が反対し、銃の所持が憲法に定められているのかについては、あまり日本では議論されることがない。フロンティアスピリットやアメリカの歴史的伝統に理由が求められる程度である。

しかしこの問題は、アメリカの国家

アメリカと銃

森孝一

●神戸女学院理事長・院長

としての基本に関わるものであり、内政だけでなく外交戦略にも影響を与えている重要な理念である。また後述するように、これは現在の日本の教育改革とも関係している問題でもある。

日本国憲法第一三条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められており、憲法上の「国民の権利」が普遍的な基本的人権との関係で述べられている。

また昨年七月一日の、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更にについての閣議決定においては、集団的自衛権を行使するための三条件の一つとして、「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態」が生じたときとしている。

この「生命、自由、幸福追求」という言葉は、アメリカ独立宣言の言葉である。独立宣言は、この基本的人権はすべての人に神から与えられているとしている。

興味深いのは、独立宣言のこの文言

に続いて、政府について次のように述べていることである。「こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、……いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときには、人民には政府を改造または廃止し、新たな政府を樹立」する権利があるとされている。

閣議決定では、国民の「生命、自由、幸福追求」を危機にさらすのは「外国の武力攻撃」であるとしているのだが、アメリカの独立宣言は、国民の基本的人権を危うくする第一のものは政府であると考えているのだ。そして、国民の基本的人権を確保するために存在するはずの政府が、国民の基本的人権を侵害し抑圧するものとなったときには、国民にはその政府を「改造または廃止」する権利があるというのである。そのときに国民に必要となってくるものが銃なのだ。

国民には政府と戦うために銃を持つ権利がある。これを憲法に定めたのが、

憲法修正第二条である。合衆国憲法修正第一条から第一〇条までは、基本的人権を記した、いわゆる「権利の章典」である。政教分離・信教の自由・表現の自由を記した修正第一条に続く第二条に、銃の保持を基本的人権として定めているところに注目したい。

政府を含めてあらゆる組織が権力をもつとき、それは国民の権利を抑圧しようとするものだという、極めてリアルスティックな人間理解。これがアメリカの根底にあることに留意する必要がある。

二〇一八年をめぐに、政府は「道徳の教科化」を小中学校で実施しようとしている。「国を愛することとは」「美しい日本とは」。学校教育にとって重要なこれらの問題について、政府による抑圧を排して、さまざまな意見による活発な議論が保証されなければならぬ。これは義務教育に限った問題ではない。大学においても、何よりも必

要なものは、教育と研究における自由の確保ではなからうか。

豊臣秀吉の「刀狩り」以降、権力者（お上）だけが武器を持つ、「安全な社会」である日本と、政府に抵抗することを基本的人権として、その象徴として銃の保持を憲法で保障するアメリカと、どちらが優れた社会であるのかは、簡単な問題ではない。

